

平成24年7月23日

法務大臣 滝 実 殿

特定非営利活動法人 全国薬物依存症者家族連合会
理事長 林 隆雄

日頃より、第三次薬物乱用防止五か年戦略や薬物乱用防止戦略加速化プランの達成にご努力されていることに対して心から敬意を表します。9年前に薬家連が発足した頃と比しても、薬物問題への取り組みは前進していると受け止めています。しかし現在、脱法ハーブ等のまん延など深刻な事態が起こっており、緊急な対応が求められると共に、刑の一部執行猶予制度導入に向けての新たな体制づくりが必要です。

よって、以下について要望します。

要 望

- 1 日本の薬物事犯の裁判は形骸化されています。弁護士は減刑を、検事は重罰を、裁判官は型通りの刑を申し渡すだけで、そこには依存症治療につなげる手立てがありません。裁判が依存症治療につなげられる場になるように薬物事犯の裁判のあり方を見直すことを求めます。
- 2 処方薬の過剰投与は刑務所内でも問題になっていると聞き及びます。実態についての調査を求めます。
- 3 刑務所収容中にミーティングへの参加、薬物依存の進行と回復のメカニズムの学習といった回復への積極的取組について理解を深める機会を十分に与え、釈放後の回復努力につないでいくことを求めます。
- 4 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律に伴い、更生保護法の改正の中で、「薬物依存がある対象者に対しては薬物依存改善に資する医療や、薬物依存改善のプログラムを受けることを指示すること」としていますが、社会の中でその受け皿は十分準備されているとはいえない現状があります。ダルクや自助グループに頼るだけでなく、国が責任をもって必要量を確保して行くことを求めます。
- 5 自立準備ホームの委託費1日約4700円では、生活は出来ても医療まで受けることは出来ません。自立準備ホームの入所者の医療費について国が補助することを求めます。

- 6 薬物問題を持つ満期出所の者が、一日も早く社会参加していけるよう、住居等の確保や、回復プログラムを受けられるようなシステムづくりを求めます。
- 7 保護観察所に於いて薬物事犯者の引受人に対して、講習会をより積極的に実施することを求めます。